

## 利用上の注意事項

[←基本ガイドラインのページに戻る](#)

### 街区基準点等及び都市官基準点情報

- [都市再生街区基本調査](#)により設置した街区三角点、街区三角点節点、街区多角点、街区多角点節点及び補助点（以下、街区基準点等といいます）、及び[都市部官民境界基本調査](#)により設置した基本三角点、基本多角点（以下、都市官基準点といいます）の情報の閲覧及びダウンロードができます。
- 街区基準点等及び都市官基準点が設置されている市区町の名称は、公表時点（平成27年1月31日現在）のものであります。ただし、街区基準点等の属性情報には、調査時点（平成18年当時）の市区町名も併記されています。  
※本サイトは測量法第42条に基づく測量成果等の閲覧を行っているものではありません。

街区基準点等及び都市官基準点を測量に使用する場合の注意事項は、以下の通りです。

---

1. 閲覧、謄本交付、使用申請など測量法に基づく手続きについては、街区基準点等や都市官基準点が設置されている自治体に行ってください。

注1： 街区基準点等及び都市官基準点については測量計画機関の権能を自治体に移管しています。

注2： 一部の自治体の街区基準点等においては、節点・補助点の測量成果を取り扱っていない場合があります。

注3： 一部の自治体においては、街区基準点等の閲覧、謄本交付、使用申請などに関する事務を国土地理院に委託しています。

なお、国土地理院の各地方測量部等においては、街区三角点、街区多角点のみ閲覧・謄本交付を行っております。

2. 都市官基準点の測量は、国土調査法に基づき実施したものであり、原則、測量法に基づき実施される公共測量には該当しません。

3. 街区基準点等及び都市官基準点は主に市街地の歩道上に設置されていることが多いため工事等で支障になることがあり、保全処置により使用できないことがあります。使用する際は、現況及び保全状況を確認してください。